

高知くらしの護身術

53

教材の訪問販売

家庭教師付きのはずが

(2007年4月17日掲載原稿)

新学期も始まり、保護者のなかには子供さんの勉強のことで悩まれているかたもいるかもしれません。

ある日自宅への電話で「中学2年生のお子様のお母様ですか？」と聞かれ「はいそうですけど・・・」と言うと「最近子供さんの勉強の進み具合はどうですか？他のお子さんは高校入試に向けて頑張っていますよ」などと言われ、話を聞くと家庭教師の無料体験のキャンペーンを紹介しているとのことで、つい申し込んでしまった。後日来訪され子供も一緒に話を聞きやる気になったので申し込んだところ教材が必要だと言われ中学校3年間分の教材を80万円でクレジット契約した。

後で契約書を見ると役務の欄は「無」となっている。家庭教師の契約をしたつもりなのに教材の契約書となっているので解約したい。という御相談がありました。この場合はクーリングオフ期間内でしたので、書面でクーリングオフ通知を出すよう助言しました。

訪問販売で教材を購入した場合契約書を受け取って8日間はクーリングオフで契約を解除できます。注意するのは**契約書を受け取ってから8日間**であり、教材を受け取ってからではありません。教材は8日を過ぎて送られて来る場合が多く、それを見てクーリングオフしたいと思ってもクーリングオフ期間を過ぎています。

また学習指導付き教材で期間2ヶ月金額5万円を超え契約書の役務の欄が「有」となっていれば「特定継続的役務提供」に該当し違約金を払って中途解約が出来ます。

高額な教材を買って後悔しないためにも、契約前によく家庭内で話し合ってみてください。